

54—01 P

訂正審判の請求の対象

1. 概要

訂正審判の請求の対象は、「願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面」である（注）（特 § 126①、特登令 § 16 二、旧実 § 39①、旧実登令 § 6 二）。例えば、願書、要約書、特許公報などの訂正は対象とならない。

（注）平成 15 年 6 月 30 日以前にされた出願について、補正、訂正明細書の様式は旧様式によることとなるため（省令附則 § 2①）、訂正審判の請求の対象は、「願書に添付した明細書又は図面」である。

「願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面」とは、特許権の設定登録時のものである。

ただし、当該訂正審判の審決の前に他に訂正審判の審決の確定又は訂正請求が認められた無効審判の審決の確定、訂正請求が認められた特許異議の申立てについての決定の確定があるときは、その際に訂正した明細書又は図面である（特 § 134 の 2⑨、旧実 § 41、特 § 128、平 6 特 § 120 の 4③、平 6 特 § 128）。

また、旧出願公告制度下の特許出願について出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達後にした補正が、平 5 特 § 17 の 3③④又は平 5 特 § 64③④の規定に違反しているものと特許権の設定の登録があった後に認められたときは、その補正がされなかった特許出願に係る明細書又は図面である（平 5 特 § 40、旧実 § 9、平 5 特 § 42）（→54—05 の 4. (2)）。

2. 訂正審判の請求対象（→38—00）
3. 一群の請求項と訂正審判の請求（→38—01）
4. 明細書又は図面の訂正（→38—02）

（改訂 H27. 10）